

氏名	ネギシ ユミ 根岸 弓
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記番号	人博 第 122 号
学位授与の日付	平成 30 年 3 月 25 日
課程・論文の別	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題名	日本の被虐待児の福祉に資する児童虐待対応法制度の構想 —評価指標の構築および制度構想に対する理論的・経験的検討—
論文審査委員	主査 教授 矢嶋 里絵 委員 教授 堀江 孝司 委員 教授 稲葉 昭英

【論文の内容の要旨】

本研究の Research・Question は、日本の被虐待児の福祉に資する児童虐待対応法制度とはどのようなものか、その構想を得ることである。日本の法制度にかんする先行研究には共通する評価指標がないために、当該法制度に対する各評価や各提言の関連を整理し、ばらつきや妥当性を検証することが困難であった。また、他国を対象とする制度研究においては、評価の指標が不明確であることから日本の評価を得ることができず、望ましい制度の提示がないことから目指すべき方向性を得ることができない限界があった。そこで、日本の被虐待児の福祉に資する児童虐待対応法制度の構想を得るため、以下の 3 つの小課題を設定した。第 1 に、評価指標を構築することである。これにより、評価の方向性のバリエーションを獲得するとともに、日本の現行法制度の評価を得る。第 2 に、理論と経験の側面から、望ましい法制度のあり方を構想することである。理論的側面としてパターンリズム論から、経験的側面として被虐待児へのインタビュー調査から、これを明らかにする。そして、第 3 に、小課題 2 で得られた望ましい制度の構想について、その改正の可能性を考察することである。

第 1 の小課題については、「『参加』の権利スケール」を構築した。本スケールは、児童虐待対応の定義から導かれる 2 組のキーワード「保護者と子ども」「介入（保護）と自律」を骨格とする。ここで実際の法制度に目を向けると、被虐待児を虐待から保護することを目的とする法制度において、保護にかんする規定はおおよそどの国にも共通したものがみられる。しかし、時に親権にも勝る強制力を持つこの行政権の強さは各国で異なり、この差異を決定しているのが当事者の主体化程度である。そこで、「『参加』の権利スケール」は当事者の主体化程度を差異の指標とし、子どもの権利委員会の文書等から導かれた当事者の主体化にかんする 33 項目について、各国の法律がどの程度満たしているのかを測るようデザインした。

そして、日本を含む4ヶ国に対して適用した結果、他の3ヶ国に比べ、日本の現行法制度は当事者の主体化が低く抑えられた、保護的特徴を強く持つ制度であることが明らかとなった。また、日本一ヶ国内で検討すると、わずかではあるが子どもの「参加」得点は保護者のそれよりも低く、被虐待児はより保護的に位置づけられていることがわかった。なお、本スケールによって、日本の評価のみならず、先行研究の各結果の関連を整理することも可能になり、また、制度を数量化することで、再現可能性を確保することも可能になった。

第2の小課題「理論と経験の側面から望ましい制度のあり方を構想する」については、小課題1で構築した「保護か自律か」の方向性にそって、パターンリズム論と被虐待児へのインタビュー調査から考察をおこなった。

パターンリズム論からの検討においては、まず、大人と子どもの区分別が明確に論証されていないことから、リベラリズムの前提に立つならば、子どもを理由にパターンリズムが無制限に許容されることはないことを確認した。そして、いくつかあるパターンリズムの種類のうち、Deep PaternalismとHard Paternalismは、この無制限の介入が許容されない原則に反することから、避けるべき類型であることを確認した。逆に、望ましいパターンリズムの類型には、Liberal PaternalismとSoft Paternalism for one-partyが挙げられた。これらの類型を、被虐待児・保護者・支援者の3者関係における児童虐待対応のバリエーションに対応させた結果、児童虐待対応法制度として、被虐待児と保護者の主体化が保障された「当事者主体的制度」が望ましいと結論づけられた。

望ましい制度にかんする被虐待児へのインタビュー調査からの検討においては、まず、被虐待児が、見相とかかわりを持つことになった／なっている期間も、自分の人生が被介入対象であることを認識しつつ、自らの人生として見通しを持っていることが明らかとなった。そのために、主体性を認められず、「参加」から排除されれば否定的な経験となっていた。一方で、積極的な「参加」こそよいかといえ、被虐待児は児童福祉司をはじめとする支援者との間で、時に積極的な「参加」から退出できるような「参加」を求めている。また、保護者の「参加」との関係においては、これを否定はしないものの、被虐待児の意思や感情がこれに優先されなければ肯定的な経験とはならないことが示された。

以上の被虐待児の声をパターンリズムの類型に対応させると、パターンリズム論からの検討では否定されなかったSoft Paternalism for one-partyが否定され、逆に、望ましくないとされたHard Paternalismによる介入は被虐待児から望まれていることがわかった。そして、これを3者関係における児童虐待対応に対応させたパターンリズムの類型で理解すれば、「当事者主体的制度」のなかでも、保護者より被虐待児の主体化が勝る領域が、被虐待児の望む児童虐待対応法制度であることが明らかとなった。

第3の小課題「改正可能性の検討」については、児童虐待対応で用いられる児福法と虐待法にかんする立法府と周辺の委員会における審議録を分析し検討した。その結果、被虐待児は保護を受ける客体として語られることが多く、また、子どもの福祉は大人の義務によって保障されるものと語られることが多かった。こうした言説には、立法関係者が持つ「子ども

を守る大人」という自らの位置づけが影響していると考えられる。この意識が被虐待児の要保護性と強く結びつくことで Deep Paternalism の素地を生み、Deep Paternalism の性質から、被虐待児は、立法関係者とは区別された「他者」として位置づけられることになる。そうして、これまでの立法をめぐる審議では、被虐待児を立法関係者と同じ「参加」する主体と位置づける発想そのものが阻害されてきたと考えられる。以上より、現状では、望ましいとされる被虐待児の「参加」が保障された制度は、実現が困難であると結論づけられた。

以上、3つの小課題の結果から、本研究のリサーチ・クエスチョン「日本の被虐待児の福祉に資する児童虐待対応法制度とはどのようなものであるのか」に答えるならば、被虐待児の「参加」が保障された制度だということができる。しかし、その実現は困難であるといわざるをえず、その困難性の打開策の1つとして提案できる、われわれが被虐待児に付与している「他者」性の再考も非常に難しい課題である。なぜなら、それは「差異のディレンマ」問題への挑戦であるからだ。それでも、真に被虐待児の福祉を志向するのであれば、取り組むべき課題である。

では、そもそも被虐待児の「参加」を法で保障する必要はあるか。「参加」とは、対話や「しない権利」も含む概念であった。このように「参加」を捉えれば、拘束性の高い法律で「参加」を権利として保障することで、支援者の裁量による「参加」からの排除や意見表明の強要を減らすことができるだろう。また、個人の文脈を取り込むことが一律に保障されることになり、より多くの被虐待児の福祉を向上させる可能性もある。被虐待児の「参加」権を法に規定する意味は、ここにある。